

様式44

令和 4年 10月 21日

三重県知事 あて

医療法人住所 三重県松阪市下村町2578番地5
医療法人の名称 医療法人地主矯正歯科クリニック
理事長 地主 尚由
電話 (0598) 29-6888

決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人地主矯正歯科クリニック

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市下村町2578番地5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 9年 3月 4日

(4) 設立登記年月日 平成 9年 4月 21日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	地主 尚由	当診療所の管理者・歯科医師
理事	地主 恵理	当診療所の事務員
理事	地主 将人	会社役員
理事	地主 峰子	会社役員
理事	地主 龍平	医師
理事	地主 幸平	医師
監事	中村 俊治	公認会計士、当医療法人の顧問税理士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	地主矯正歯科クリ ニック	三重県松阪市下村町2578番 地5	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月22日 前年度決算の決定

令和4年7月20日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

- 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人地主矯正歯科クリニック
 所在地 三重県松阪市下村町2578番地5

※医療法人整理番号 17280

財 産 目 録
 (令和 4年 7月 31日現在)

1. 資 産 額 573,329 千円
 2. 負 債 額 76,049 千円
 3. 純 資 産 額 497,280 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	434,374
B 固 定 資 産	134,629
C 繰 延 資 産	4,325
D 資 産 合 計 (A+B+C)	573,329
E 負 債 合 計	76,049
F 純 資 産 (D-E)	497,280

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人地主矯正歯科クリニック
 所在地 三重県松阪市下村町 2 5 7 8 番地 5

※医療法人整理番号 0280

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	434,374	I 流 動 負 債	16,049
II 固 定 資 産	134,629	II 固 定 負 債	60,000
1 有 形 固 定 資 産	22,890	(うち保有医療機関債)	()
2 無 形 固 定 資 産	210	負 債 合 計	76,049
3 そ の 他 の 資 産	111,528	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	()	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	4,325	I 出 資 金	9,500
		II 積 立 金	487,780
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	497,280
資 産 合 計	573,329	負 債 ・ 純 資 産 合 計	573,329

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人地主矯正歯科クリニック
 所在地 三重県松阪市下村町2578番地5

※医療法人整理番号 17280

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	144,754
2 事業費用	167,227
本来業務事業損失	22,473
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	22,473
II 事業外収益	22,978
III 事業外費用	276
経常利益	229
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	229
法人税等	111
当期純利益	117

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人地主矯正歯科クリニック
理事長 地主 尚由 殿

私は、医療法人地主矯正歯科クリニックの令和3年会計年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月 22日
医療法人地主矯正歯科クリニック
監事 中村 俊治

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。